

最高裁秘書第3049号

平成28年10月13日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

6月17日付け（同月20日受付，最高裁秘書第2086号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

- (1) 「研究会の実施要領について」と題する書面（別添の「日程表（案）」及び「平成28年度判事補基礎研究会実施要領」を含む。）（片面で5枚）
- (2) 平成28年4月21日付け司法研修所事務局長事務連絡「平成28年度判事補基礎研究会について」（別添の「日程表（案）」及び「参加者名簿」を含む。）（片面で5枚）
- (3) 「民事裁判について」と題する書面（片面で3枚）
- (4) 「刑事裁判について」と題する書面（片面で2枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の(1)及び(2)の各文書には，個人識別情報（勤務先，氏名及び演題）が記載されており，この情報は，行政機関情報公開法第5条第1号の不開示情報に相当することから，この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話 03（3264）5652（直通）

平成28年3月29日

平成28年度判事補基礎研究会参加予定者 各位

司法研修所第一部教官室

研究会の実施要領について

1 日程

研究会の日程は、別添の日程表（案）のとおりです。

2 実施要領

各カリキュラムの実施要領は、別添の実施要領のとおりです。

日 程 表(案)

月	日	曜	実 施 内 容									
6	6	月	9:50 所長あいさつ	10:00 講演 「民事裁判について」(仮題) 東京高裁部総括判事 水 野 邦 夫	11:30 意見交換	12:20	13:20	問題研究(班別) 「民事執行事件の処理」 1 班 東京地裁判事 ○ ○ ○ ○ 2 班 東京地裁判事補 ○ ○ ○ ○ 3 班 大阪地裁判事 ○ ○ ○ ○				17:20 ※
	7	火	10:00 講演 「刑事裁判について」(仮題) 東京高裁部総括判事 小 坂 敏 幸	11:30 意見交換	12:20	13:20	問題研究(班別) 「令状事件の処理」 Ⅰ 班 東京地裁判事 ○ ○ ○ ○ Ⅱ 班 東京地裁判事 ○ ○ ○ ○ Ⅲ 班 大阪地裁判事 ○ ○ ○ ○				17:00	
	8	水	10:00 問題研究(班別) 「民事保全事件の処理」 i 班 東京地裁判事 ○ ○ ○ ○ ii 班 東京地裁判事補 ○ ○ ○ ○ iii 班 大阪地裁判事 ○ ○ ○ ○	14:30			14:50	共同研究(班別) 「判例について」 A 班 東京地裁判事 谷 口 園 恵 B 班 東京地裁判事 長谷川 浩 二 C 班 東京地裁判事 市 川 多美子 D 班 東京地裁判事 家 令 和 典 E 班 東京地裁判事 前 田 巖				17:00
	9	木	10:00 説明と意見交換 「裁判所の組織、組織運営を考える。 ー裁判所書記官との協働など」(仮題) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	12:30			13:30	15:00	15:15	16:30	16:45	17:15
				講演 ワークショップ(班別討論) まとめ								
10	金	10:00 講演と意見交換 「社会とバリアフリー」(仮題) 大学 教授	12:30			13:30	意見交換(班別) 「これから目指すもの」(仮題) a 班 司研教官 村 田 渉 b 班 司研教官 花 村 良 一 c 班 司研教官 任 介 辰 哉 d 班 司研教官 杜 下 弘 記				16:30	

※ 懇談会を予定

平成28年3月29日

平成28年度判事補基礎研究会実施要領

(1日目)

1 講演と意見交換「民事裁判について」(仮題)

東京高裁の水野邦夫部総括判事を講師に迎え、民事裁判の在り方などについて講演していただき、講師と研究員との意見交換を行う。

2 問題研究(班別)「民事執行事件の処理」

3班に分かれ、それぞれ東京地裁又は大阪地裁の裁判官を講師に迎え、民事執行事件の処理に関する設例に基づき、民事執行に関する基本問題について、共同研究を行うとともに、講師から説明を受ける予定である。

(2日目)

3 講演と意見交換「刑事裁判について」(仮題)

東京高裁の小坂敏幸部総括判事を講師に迎え、刑事裁判の在り方などについて講演していただき、講師と研究員との意見交換を行う。

4 問題研究(班別)「令状事件の処理」

3班に分かれ、それぞれ東京地裁又は大阪地裁の裁判官を講師に迎え、以下の研究事項について、共同討議を行うとともに、講師から説明を受ける予定である。

[研究事項]

- ① 逮捕に関する問題
- ② 勾留に関する問題
- ③ 接見禁止に関する問題
- ④ 保釈、勾留執行停止に関する問題
- ⑤ 搜索差押等(鑑定処分、検証等を含む。)に関する問題
- ⑥ 準抗告に関する問題
- ⑦ その他

(3日目)

5 問題研究(班別)「民事保全事件の処理」

3班に分かれ、それぞれ東京地裁又は大阪地裁の裁判官を講師に迎え、民事保全事件の処理に関する設例に基づき、民事保全に関する基本問題について、共同研究を行うとともに、講師から説明を受ける予定である。

6 共同研究(班別)「判例について」

5班に分かれ、それぞれ最高裁調査官の経験を有する東京地裁判事を講師に迎え、判例の役割・機能、判例の拘束力の意義、限界などについて、以下の研究項目を中心に共同討議を行う。

[研究項目]

- ① どの部分を判例と考えるか。
- ② 判例の拘束力の及ぶ範囲をどこまでと考えるか。
- ③ 判例の拘束力の根拠をどのように考えるか。
- ④ 判例(主論)と傍論とを区別できるか。傍論とは何か。

(4日目)

7 説明と意見交換「裁判所の組織、組織運営を考える。－裁判所書記官との協働など」(仮題)

裁判所の組織、組織運営等について事務総局の担当者等による説明を受けるとともに、裁判所書記官との協働などをテーマとする意見交換を行う予定である。

8 講演及びワークショップ

大学大学院教授の氏を講師に迎え、
に関し、講演とワークショップを行う。

(5日目)

9 講演と意見交換「社会とバリアフリー」(仮題)

大学教授である氏を講師に迎え、現代社会に生きる障害者の方が社会生活上のバリアと感じていることなどについて講演をしていただき、意見交換を行う予定である。

10 意見交換（班別）「これから目指すもの」（仮題）

研究会の締めくくりとして、各自の任官後の約2年半の経験を踏まえ、良い裁判とはどのようなものか、質の高い裁判とはどのようなものか、そのような裁判を実現するためには何が必要か、裁判所の組織運営について陪席裁判官として果たすべき役割は何かなどについて、班別の意見交換をする。

平成28年4月21日

平成28年度判事補基礎研究会参加者 殿

司法研修所事務局長 染 谷 武 宣

平成28年度判事補基礎研究会について（事務連絡）

標記の研究会について、下記のとおりお知らせします。

記

1 日程

日程表（案）のとおり

2 場所、宿舎等

(1) 場所

司法研修所別館

埼玉県和光市南二丁目3番5号

(2) 集合

6月6日（月）午前9時40分 当研修所別館 研修棟3階受付

(3) 宿舎

宿舎を必要とする参加者については、当研修所別館の宿泊棟（なごみ寮）を用意する。

3 参加者

参加者名簿のとおり

4 旅費

参加に要する旅費は、研究会終了後に指定口座に振り込む方法により支給する。

日 程 表 (案)

月	日	曜	実 施 内 容										
6	6	月	9:50	10:00	11:30	12:20	13:20	17:20				※	
			所長あいさつ	講演 「民事裁判について」(仮題) 東京高裁部総括判事 水 野 邦 夫	意見交換		問題研究(班別) 「民事執行事件の処理」 1 班 東京地裁判事 寺 岡 洋 和 2 班 東京地裁判事補 岩 田 瑶 子 3 班 大阪地裁判事 瀬 戸 茂 峰						
	7	火	10:00	11:30	12:20	13:20	17:00						
			講演 「刑事裁判について」(仮題) 東京高裁部総括判事 小 坂 敏 幸	意見交換		問題研究(班別) 「令状事件の処理」 Ⅰ 班 東京地裁判事 岸 野 康 隆 Ⅱ 班 東京地裁判事 梶 山 太 郎 Ⅲ 班 大阪地裁判事 永 井 健 一							
	8	水	10:00	14:30				14:50	17:00				
			問題研究(班別) 「民事保全事件の処理」 i 班 東京地裁判事 崇 島 誠 二 ii 班 東京地裁判事補 小 谷 岳 央 iii 班 大阪地裁判事 西 岡 繁 靖				共同研究(班別) 「判例について」 A 班 東京地裁判事 谷 口 園 恵 B 班 東京地裁判事 長谷川 浩 二 C 班 東京地裁判事 市 川 多美子 D 班 東京地裁判事 家 令 和 典 E 班 東京地裁判事 前 田 巖						
	9	木	10:00	12:30	13:30	15:00	15:15	16:30	16:45	17:15			
			説明と意見交換 「裁判所の組織、組織運営を考える。 －裁判所書記官との協働など」(仮題) 総務局第一課長 清 藤 健 一 人事局総務課長 春 名 茂			講演	ワークショップ(班別討論)			まとめ			
	10	金	10:00	12:30	13:30	16:30							
			講演と意見交換 「社会とバリアフリー」(仮題) 大学 教授			意見交換(班別) 「これから目指すもの」(仮題) a 班 司研教官 三 角 比 呂 b 班 司研教官 福 井 章 代 c 班 司研教官 任 介 辰 哉 d 班 司研教官 杜 下 弘 記							

※ 懇談会を予定

平成28年度判事補基礎研究会

参 加 者 名 簿

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
東京	東京高裁 東京地裁	大石 今岩 内 大 大 小 佐 首 周 高 角 戸 西 日 藤 堀 水 村 山 渡 金 鈴 関 竹 三 八 山 大 岡 工 野 角 横	喜 紹 樹 毅 子 平 也 祐 大 里 久 平 信 子 郎 実 子 郎 香 奈 章 乃 平 さ 恒 里 治 織 郎 子 美 智 久 貴 寛
	横浜地裁	塚 川 澤 下 村 瀧 橋 泉 藤 藤 藤 田 田 塚 野 野 内 谷 井 田 邊 崎 木 口 村 好 木 田 庭 井 藤 上 田 山	博 紘 俊 弘 祥 泰 勇 敬 貴 瑛 崇 浩 宗 絢 太 郎 臨 正 真 健 遥 佳 裕 綾 哲 あ り 友 香 悠 陽 麻 幸 悠
	さいたま地裁		
	千葉地裁		
	宇都宮地裁		

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
東京	前橋地裁	根 岸	知 太
	静岡地裁	横 澤	亮
	甲府地裁	植 木	香
	大阪地裁	小 澤	彩
大阪		岡 田	博
		秋 田	騎
		安 藤	子
		伊 植	博
		内 坂	太
		高 塚	史
		中 福	み
		矢 藪	裕
		貝 角	貴
		山 和	奈
名古屋	京都地裁	崎 塚	也
		田 村	衣
	神戸地裁	田 原	帆
		橋 地	紀
	奈良地裁	瀬 田	涼
	大津地裁	井 木	寛
	和歌山地裁	木 邊	奈
	名古屋地裁	森 渡	有
		渡 石	也
		西 三	子
	津地裁	脇 宅	祐
	岐阜地裁		帆
	福井地裁		里
			貴
			弥
			樹
			香
			岳
			子
			子

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
名古屋	金沢地裁	武 内 讀 司	
	富山地裁	大 貴	
広島	広島地裁	佐 和 子	
		裕 司	
	岡山地裁	崇 人	
		夕 子	
福岡	松江地裁	晃 一	
	福岡地裁	航 子	
		理 文	
	大分家裁	俊 久	
	熊本地裁	貴 亮	
	宮崎地裁	悠 也	
仙台	仙台地裁	達 み	
		な 正	
	盛岡地裁	喬 誠	
	秋田地裁		
札幌	札幌地裁		
		睦 希	
		大 大	
		敦 夢	
高松	高松地裁	省 子	
	徳島地裁	な 吾	
	松山地裁	圭 祐	

合計 94 人

民事裁判について

平成28年6月6日

東京高裁判事 水野邦夫

1 駆け出し弁護士の頃の経験から

(1) 問題を一人で抱え込まない

(2) 弁護士と裁判官との認識の落差

2 裁判官任官直後の頃を振り返って

(1) 事実認定への不安

(2) 初めて単独判決を書いた事件 離縁請求事件
どのように事実認定を進めていったか

3 民事裁判の技術

(1) 争点整理について

ア 争点整理の目的とは

イ 裁判官の率直な態度の重要性

ウ わかりやすい争点整理

（ア）争点一覧表・時系列表の活用

（イ）説明会方式 専門委員の活用

(2) 訴訟指揮について

ア 明確な訴訟指揮

イ 書記官との認識の共有

ウ 公正な訴訟指揮

(3) 人証調べについて

ア 陳述書の活用

イ 補充尋問の準備

ウ 異議への対応

(4) 事実認定について

ア 経験則の獲得

イ 専門的知識の習得

ウ 反対主張への配慮

(5) 判決書について

ア 新様式判決の基本

イ 理由説示の在り方

ウ 不意打ちとの批判を招かないための工夫

(6) 和解について

ア 事件の実相 当事者が求めていることの把握

イ 裁判所の和解案

ウ 心証開示との関係

4 民事裁判官の心構え

(1) 謙虚であること

(2) 勇気をもつこと

(3) 誠実であること

平成28年6月7日午前

刑事裁判について

東京高等裁判所

部総括判事 小坂敏幸

第1 はじめに

○ 法廷の主宰者として、求められるものは何か。

・訴訟運営能力と事実認定能力

第2 訴訟運営能力

1 ライブドア事件

○ ライブドア事件とは、どんな事件なのか。

○ 約1年間という短期間で処理できた理由はどこにあるのか。

2 当事者の信頼を獲得する方法

○ 信頼を獲得するためには、どうすれば良いのか。

・裁判所の公平な態度と、当事者の意見を聞く姿勢

○ 証人尋問の制限する場合の裁判所の態度は、どうあるべきか。

3 争点整理

○ どこまで整理するのか。

○ ライブドア事件の争点整理で、気付いたことは何か。

○ 裁判員裁判における争点整理はどう在るべきか。

4 計画的かつ効率的証拠調べ

○ 当事者の抵抗なく、期日を一括指定するにはどうするのか。

○ 不満を持たれずに、証人尋問を絞る方法はあるのか。

○ どのように証人尋問を工夫すれば、効率的となるのか。

第3 事実認定能力

1 気になる判決

2 事実認定の手順

(1) 証拠構造と虚偽供述の原因の把握

- 証拠構造とは何か。
 - ・ 直接証拠型と間接証拠型

- 虚偽供述の原因を把握する目的はどこにあるのか。

(2) 個々の証拠の信用性評価

- 「他の証拠との整合性」ではなく、「重要な間接事実との整合性」を問題とする意味は何か。

- 供述の変遷の有無を信用性にどのように活用するのか。

- 供述内容の自然さ、合理性の有無は、どの程度、重視すべきか。

- 供述の具体性、臨場感、迫真性をもって信用性の根拠とする、その実態は何か。

(3) 個々の証拠の証明力の検討

- 供述の一部に信用できない部分がある場合、供述全体の信用性にどのように影響するのか。

- ・ 虫食い理論

- 証拠の証明力を検討する要素は何か。

- ・ 客観的証拠、客観的事実の優位性

- ・ 利害関係の有無

- ・ 証明力の相互補強

(4) 全証拠による総合評価

- 適切な中間項を設定する。

第4 おわりに

- 裁判員裁判の問題点は何か。

- 取調べDVDの問題点は何か。